

(四) 深後給付額は一去年年額一千二百円、故身年額四百円を限度とし、月々これを支附す。

(四) 深後給付金は差押ふることを得ず

(四) 養老国家保険の賦課は軍事費削減、財政収の減定、恩給制廃止によるべし

一、恩給制の廃止は養老保険制樹立に對する。納付率として恩給制の左の如く改正すべし

(イ) 恩給年限を三十年とす

(ロ) 恩給適用年令は満六十才以上とす

(ハ) 年収千二百 以上の貯蓄収入ある者等に属するものは除外す

(ニ) 恩給額はどの官等の如何を問はず年額千二百円とす

理由

昭和四年度実行予算に於いて恩給費は一億四千三百八十万円、總予算の八・四%を占めてゐる。しかも恩給費は逐年増加し、昭和五年度に於いては更に二千万円増大してゐる。かくても恩給と同一の時は上りつ、ある。而して恩給の不費は官吏の養老保障である。社会生活の基礎は生者に直接に干渉する所

（以下は非常に暗く、ほとんど不可読な文字列が続く）

実行方法

一、本部は法案を作り最近の帝國議會に提出すべし。

二、運籌費は勿論一般運籌に本件をとり入れ、大衆に不伴の額を徴せしめ、以つて立法を促進すべし。

國家賠償法に關する件

主 文

第十四号案  
中又執行委員會提出

國家賠償法の即時制定を要せず、その要綱左の如し。

一、不潔罪を分、又は無罪の害ありたる親自、又は被告人に對しては証人の罪の罪は、拘留、強制を分等に對し其者の通常所得の金額を賠償すべし

二、不潔罪を分、無罪の害ありたる場合は必ず其理由を附し、且つ